ID: 313

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり活動団体の認定の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市住みよいまちづくり条例　第19条の3第1項
例規番号	平成12年条例第16号

【根拠条文】

（まちづくり活動団体の認定の取消し）

第19条の3　市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり活動団体が、同項各号の規定に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　まちづくり活動団体が、前条第1項の規定により受けた認定の取消しを申し出るときは、市長に届け出なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日